

平成31年4月26日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当部課
附属学校を置く各公立大学法人担当部課
小中等高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する各学校法人担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県保育担当課
各指定都市保育担当課
各中核市保育担当課
各都道府県認定こども園主管課
各都道府県障害児支援担当課
各指定都市障害児支援担当課

内 閣 府子ども・子育て本部参事官
（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局児童生徒課
高等教育局専門教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップの結果について

平成31年4月3日付け事務連絡「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップについて（依頼）」により依頼した標記フォローアップについて、結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

教育委員会等におかれましては、平成31年3月28日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」の趣旨・内容の十分な理解の下、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等又は域内の市区町村教育委員会等に対し、本フォローアップ結果を周知していただき、児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

なお、実施要領等の詳細については追って御連絡いたしますが、本フォローアップの結果、4月15日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等については、4月16日以降5月31日までの間の面会の状況等について6月7日までに御報告いただく予定としておりますので申し添えます。

【本件担当】

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電 話：03（5253）4111（内線 3208、3299）

F A X：03（6734）3735

E-MA I L：s-sidou@mext. go. jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話：03（5253）4111（内線 3347）

F A X：03（6734）3389

E-MA I L：senmon@mext. go. jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話：03（5253）4111（内線 2939）

F A X：03（6734）3281

E-MA I L：syosensy@mext. go. jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話：03（5253）1111（内線 4853、4854、4839）

F A X：03（3595）2674

E-MA I L：hoikuka@mhlw. go. jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

電 話：03（5253）2111（内線 38446）

F A X：03（3581）2521

E-MA I L：kodomokosodateikai@cao. go. jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話：03（5253）1111（内線 3037）

F A X：03（3591）8914

E-MA I L：shougaijishien@mhlw. go. jp

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における
緊急点検フォローアップ結果
【概要】

平成31年4月26日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

フォローアップの概要

対象施設 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

対象児童生徒等 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、3月8日時点で面会ができず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）

フォローアップの方法 3月9日以降4月15日までの間に以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施
 ・学校等の教職員による面会 ・教育委員会職員等による面会 ・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

フォローアップ結果の概要

緊急点検対象の187,462人のうち、3月8日までに面会できず関係機関に情報共有しなかった10,417人（5.6%）を対象にフォローアップ

	市町村、児童相談所又は警察に情報共有した	虐待の恐れがないと判断し、市町村、児童相談所又は警察に情報共有しなかった	対象児童生徒等が満18歳に達しているため情報共有しなかった	計
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会できた	172 (1.7%)	6,954 (66.8%)	/	7,126 (68.4%)
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会できなかった	321 (3.1%)	1,999 (19.2%)		971 (9.3%)
計	493 (4.7%)	8,953 (85.9%)	971 (9.3%)	10,417 (100.0%)

虐待の恐れがある又は否定できない児童生徒等の情報を関係機関に共有

学校等の欠席を端緒として得られた虐待のリスク情報を関係機関が共有し必要な支援等を実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

- ⑤ 面会できなかったもののうち、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断し、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
不登校	889	44.5%
留学・海外遠征・校外学習等	429	21.5%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行	214	10.7%
病気療養	182	9.1%
受験・就職活動等	107	5.4%
休学	103	5.2%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等	75	3.8%
計	1,999	100.0%



再度フォローアップを実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果【概要】

フォローアップを踏まえた対応

<面会ができず情報共有を行わなかったもの（1,999人）について>

- 4月15日時点で面会ができず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等であって、18歳未満の者（1,999人）については、4月16日以降5月31日までの面会の状況等を6月7日までに国に対して報告。

<教育委員会等への周知>

- 平成31年3月28日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」の趣旨・内容の十分な理解の下、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等において児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう、周知する。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における
緊急点検フォローアップ結果

平成31年4月26日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

フォローアップの経緯・目的

- 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として「全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること」とされたことを受け、千葉県野田市において発生した小学4年生死亡事案のような虐待が疑われるケースについて緊急点検を実施。
- 緊急点検の結果、3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等について状況を把握し、教育委員会・学校等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的として、本フォローアップを実施した。

フォローアップの概要

対象施設 ・国公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）
・保育所、地域型保育事業の事業所
・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
・障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む））

対象児童生徒等 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）

緊急点検の方法 3月9日以降4月15日までの間に以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施
・学校等の教職員による面会 ・教育委員会等職員による面会 ・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無、面会の方法、面会できず情報共有しなかった場合その理由

<集計> 上記フォローアップの結果について、4月19日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

フォローアップの概要

<フォローアップの対象となる児童生徒等>

- 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等：10,417人

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		義務教育学校		高等学校	
169	(1.6%)	460	(4.4%)	1,953	(18.7%)	14	(0.1%)	6,333	(60.8%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
47	(0.5%)	236	(2.3%)	161	(1.5%)	91	(0.9%)	9,464	(90.9%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		計	
683	(6.6%)	0	(0.0%)	46	(0.4%)	4	(0.0%)	0	(0.0%)	733	(7.0%)

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
52	(0.5%)	19	(0.2%)	12	(0.1%)	0	(0.0%)	83	(0.8%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
125	(1.2%)	12	(0.1%)	0	(0.0%)	137	(1.3%)

※割合はフォローアップの対象になる児童生徒等の数(10,417人)に対する割合

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

フォローアップの結果

- ① 学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができた数 : 7, 126人 (68.4%)
 学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができなかった数 : 3, 291人 (31.6%)

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		義務教育学校		高等学校	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
134 (79.3%)	35 (20.7%)	257 (55.9%)	203 (44.1%)	1,400 (71.7%)	553 (28.3%)	9 (64.3%)	5 (35.7%)	4,261 (67.3%)	2,072 (32.7%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
18 (38.3%)	29 (61.7%)	180 (76.3%)	56 (23.7%)	48 (29.8%)	113 (70.2%)	43 (47.3%)	48 (52.7%)	6,350 (67.1%)	3,114 (32.9%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
558 (81.7%)	125 (18.3%)	0 -	0 -	38 (82.6%)	8 (17.4%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 -	0 -
								計	
								面会できた	できなかった
								600 (81.9%)	133 (18.1%)

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
41 (78.8%)	11 (21.2%)	15 (78.9%)	4 (21.1%)	10 (83.3%)	2 (16.7%)	0 -	0 -	66 (79.5%)	17 (20.5%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
101 (80.8%)	24 (19.2%)	9 (75.0%)	3 (25.0%)	0 -	0 -	110 (80.3%)	27 (19.7%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

② 面会できたもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 172人 (1.7%)

※フォローアップの対象児童生徒等に対する割合



面会できたもののうち、虐待の恐れがあるものの情報を共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園				小学校				中学校				義務教育学校				高等学校			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
3	(2.2%)	131	(97.8%)	1	(0.4%)	256	(99.6%)	4	(0.3%)	1,396	(99.7%)	0	(0.0%)	9	(100.0%)	2	(0.0%)	4,259	(100.0%)
中等教育学校				特別支援学校				高等専門学校				専修学校(高等課程)				計			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
0	(0.0%)	18	(100.0%)	1	(0.6%)	179	(99.4%)	0	(0.0%)	48	(100.0%)	0	(0.0%)	43	(100.0%)	11	(0.2%)	6,339	(99.8%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所				家庭的保育事業				小規模保育事業				事業所内保育事業				居宅訪問型保育事業			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
100	(17.9%)	458	(82.1%)	0	-	0	-	10	(26.3%)	28	(73.7%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)	0	-	0	-
																計			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
114	(19.0%)	486	(81.0%)																

(3) 認定こども園

幼保連携型				幼稚園型				保育所型				地方裁量型				計			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
4	(9.8%)	37	(90.2%)	0	(0.0%)	15	(100.0%)	2	(20.0%)	8	(80.0%)	0	-	0	-	6	(9.1%)	60	(90.9%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援				医療型児童発達支援				居宅訪問型児童発達支援				計			
共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない		共有した		していない	
36	(35.6%)	65	(64.4%)	5	(55.6%)	4	(44.4%)	0	-	0	-	41	(37.3%)	69	(62.7%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

- ③ 面会できたものの方法
- ・学校等の教職員： 6, 850人 (96.1%)
 - ・教育委員会職員等(SSW、指導主事、教育支援センター職員等)： 21人 (0.3%)
 - ・その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等)： 255人 (3.6%)

(1) 学校

幼稚園			小学校			中学校			義務教育学校			高等学校		
学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他
130	0	4	237	3	17	1,326	13	61	8	0	1	4,180	3	78
中等教育学校			特別支援学校			高等専門学校			専修学校(高等課程)			計		
学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他
15	0	3	165	0	15	48	0	0	42	0	1	6,151	19	180

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所			家庭的保育事業			小規模保育事業			事業所内保育事業			居宅訪問型保育事業		
保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他
543	1	14	0	0	0	37	1	0	4	0	0	0	0	0
												計		
												保育所等の職員	市町村職員	その他
												584	2	14

(3) 認定こども園

幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計		
認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他
41	0	0	15	0	0	10	0	0	0	0	0	66	0	0

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援			医療型児童発達支援			居宅訪問型児童発達支援			計		
事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他
48	0	53	1	0	8	0	0	0	49	0	61

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

④ 面会できなかったもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 321人 (3.1%)

※フォローアップの対象児童生徒等に対する割合



面会できなかったもののうち不登校など虐待の恐れがないもの以外を情報共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		義務教育学校		高等学校							
共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない		
7 (20.0%)	28 (80.0%)	39 (19.2%)	164 (80.8%)	101 (18.3%)	452 (81.7%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	106 (5.1%)	912 (44.0%)	1,054 (50.9%)					
中等教育学校				特別支援学校		高等専門学校			専修学校(高等課程)						
共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	満18歳に達しているため共有していない	虐待の恐れがないと判断し共有していない	
0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	13 (23.2%)	4 (7.1%)	39 (69.6%)	2 (1.8%)	51 (45.1%)	60 (53.1%)	2 (4.2%)	4 (8.3%)	42 (87.5%)				
計															
共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない		共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない		共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない		共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない	
272 (8.7%)	971 (31.2%)	1,871 (60.1%)													

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業			
共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない		
21 (16.8%)	104 (83.2%)	0 -	0 -	2 (25.0%)	6 (75.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -		
計											
共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない		共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない		共有した		虐待の恐れがないと判断し共有していない	
23 (17.3%)	110 (82.7%)										

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない
6 (54.5%)	5 (45.5%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 -	0 -	7 (41.2%)	10 (58.8%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない	共有した	虐待の恐れがないと判断し共有していない
16 (66.7%)	8 (33.3%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 -	0 -	19 (70.4%)	8 (29.6%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

- ⑤ 面会できなかったもののうち、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断し、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
不登校	889	44.5%
留学・海外遠征・校外学習等	429	21.5%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行	214	10.7%
病気療養	182	9.1%
受験・就職活動等	107	5.4%
休学	103	5.2%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等	75	3.8%
計	1,999	100.0%



再度フォローアップを実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検フォローアップ結果

フォローアップを踏まえた対応

<面会ができず情報共有を行わなかったもの（1,999人）について>

- 4月15日時点で面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等であって、18歳未満の者（1,999人）については、4月16日以降5月31日までの面会の状況等を6月7日までに国に対して報告。

<教育委員会等への周知>

- 平成31年3月28日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」の趣旨・内容の十分な理解の下、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等において児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう、周知する。

都道府県別の状況

参考資料

	対象児童 生徒等	面会できたもの		面会できなかったもの		対象児童 生徒等	面会できたもの		面会できなかったもの		
			うち、情報 共有したもの		うち、情報 共有したもの			うち、情報 共有したもの		うち、情報 共有したもの	
北海道	175	122	1	53	22	滋賀県	65	44	2	21	6
青森県	12	9	0	3	0	京都府	262	174	1	88	23
岩手県	37	22	0	15	2	大阪府	1,009	132	12	877	8
宮城県	141	90	3	51	1	兵庫県	275	198	13	77	5
秋田県	30	21	0	9	1	奈良県	66	43	0	23	5
山形県	54	20	0	34	0	和歌山県	50	39	1	11	0
福島県	55	39	0	16	1	鳥取県	75	37	0	38	5
茨城県	542	498	1	44	0	島根県	46	31	0	15	1
栃木県	21	14	0	7	4	岡山県	39	22	4	17	3
群馬県	114	79	1	35	1	広島県	231	151	0	80	16
埼玉県	441	311	26	130	21	山口県	27	16	0	11	1
千葉県	850	684	9	166	1	徳島県	18	16	0	2	0
東京都	2,771	2,314	59	457	33	香川県	9	7	1	2	2
神奈川県	664	455	6	209	21	愛媛県	99	84	1	15	4
新潟県	135	64	1	71	7	高知県	32	21	0	11	0
富山県	5	0	0	5	0	福岡県	367	264	6	103	16
石川県	17	10	0	7	0	佐賀県	12	10	0	2	1
福井県	80	54	0	26	1	長崎県	15	6	0	9	2
山梨県	24	17	0	7	2	熊本県	156	145	0	11	0
長野県	40	12	1	28	0	大分県	48	36	0	12	5
岐阜県	28	17	3	11	0	宮崎県	45	33	0	12	1
静岡県	273	204	6	69	43	鹿児島県	4	3	2	1	0
愛知県	789	448	9	341	51	沖縄県	80	69	3	11	0
三重県	89	41	0	48	5	計	10,417	7,126	172	3,291	321